

重層的支援体制整備事業実施計画 骨子案について（案）

◆目次構成案

1. 計画の策定にあたって

- (1) 計画の背景と目的
- (2) 計画の位置づけ
- (3) 計画の期間【令和5年度（1年間）】←

令和6年度から上位計画である「豊島区地域保健福祉計画」（平成30（2018）年度～平成35年（2023）年度）に統合するため、計画期間を1年間とする。

2. 計画の理念及び体系 ←

- (1) 基本理念と基本方針
- (2) 実施する事業及び事業の体系

令和6年度から豊島区地域保健福祉計画に統合されることを踏まえ、同計画の基本理念と基本方針と同一にする。

3. 事業の内容 ←

- (1) 包括的相談支援事業
 - ①地域包括支援センター運営事業
 - ②障害者相談支援事業
 - ③利用者支援事業
 - ④生活困窮者自立相談支援事業
- (2) 地域づくり事業
 - ①地域介護予防活動支援事業
 - ②生活支援体制整備事業
 - ③地域活動支援センターの基本事業
 - ④地域子育て支援拠点事業
 - ⑤生活困窮者支援等のための地域づくり事業
- (3) 参加支援事業
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業

記載した内容に基づき、事業の実施に必要な予算や体制を整備する。

4. 重層的支援会議と連携体制

5. 計画の評価及び進行管理